

審議会評価チェック表

記入例

資料4

事業名

1 白井市第6次総合計画基本構想

事業名を記載

<第●条>：市民参加条例に規定のあるもの
(審●-●)

【客】：客観的に評価可能な項目

基準
10項目すべて○
⇒10点 (10割)

基準
10項目のうち5項目○
⇒5点 (5割)

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合 (10点満点) で評価		市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合 (10点満点) で評価	
		評価		評価
公募委員の数 全体に占める割合	① 審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた 公募人員となっているか。 ⇒<第11条> (審1-3)	○	以下の割合を確保しているか。 ・市民感覚を大切にする審議会 50% ・技術的・専門的な審議会 30% ⇒ (審1-3)	○
	② 公募枠を設けていない場合、その理由 は適切か。 ⇒<第11条> (審2-2)	○		
選考基準、公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	③ 委員の属性に偏りが生じないよう選考の 基準を設け、公開しているか。 ⇒<第11条> (審3-1、3-3) 【客】	○	② 募集期間は適切か。 ⇒ (審2-3)	○
	④ 性別・世代比や地域の割合は、応募者に 応じて適切に選考しているか。(偏りがあっても全員を選考した場合は減点しない。) ⇒<第11条> (審4-1、4-2、4-3)	○	③ 左記に加え、より多くの手段で積極的な 公募委員の募集を行っているか。 ⇒ (審2-5)	○
	⑤ 広報しろい、市ホームページ、情報公開 コーナー及び図書館で必ず情報公開し、 担当窓口などから複数手段により公募委員の募集を行っているか。 ⇒ (審2-4、2-5) 【客】	○		
会議の回数・時間帯	⑥ 審議会の内容に応じ、十分に議論できる 開催回数を設定しているか。 ⇒ (審7)	○	④ 傍聴者が参加しやすい時間帯に開催して いるか。 ⇒ (審1-7、7)	○
			⑤ 会議開催の間隔は適切か。 ⇒ (審7)	○
事前周知の方法・ 会議の公開等	⑦ 会議は公開されているか。非公開の場合、 理由は適切か。 ⇒<第12条> (審5-3、5-4) 【客】	○	⑥ 会議開催について、関係者となる人が集 まりそうな場所でPRしているか。 ⇒ (審5-2)	×
	⑧ 事前周知は情報公開コーナー、市ホーム ページ、図書館で必ず行い、担当窓口な どから複数の手段により行っているか。 ⇒<第12条> (審5-2) 【客】	○	⑦ 左記に加え、より多くの手段で積極的な 公募委員の募集を行っているか。 ⇒ (審5-2)	×
	⑨ 検討に必要な資料を公開しているか。 ⇒<第13条> (審6-7)	○		
結果公表・取り扱 い	⑩ 会議録及び検討結果は、情報公開コー ナー、市ホームページ及び図書館の3か 所で公表されており、さらにインデック ス等をつけてわかりやすく作成されてい るか。 ⇒<第8条、第9条、第13条> (審6-1、6-2、6-5)	○	⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的に 公表を行っているか。 ⇒ (審6-2)	×
			⑨ ホームページなどで議論の経過がわかり やすいように一覧化されているか。 ⇒市ホームページ	×
			⑩ 会議録及び検討結果は1か月以内に公開 されているか。 ⇒ (審6-6)	×

審議会評価チェック表

事業名

<第●条>：市民参加条例に規定のあるもの

(審●-●)

【客】：客観的に評価可能な項目

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
公募委員の数 全体に占める割合	① 審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた 公募人員となっているか。 ⇒<第11条>（審1-3）		① 以下の割合を確保しているか。 ・市民感覚を大切にする審議会 50% ・技術的・専門的な審議会 30% ⇒（審1-3）	
	② 公募枠を設けていない場合、その理由 は適当か。 ⇒<第11条>（審2-2）			
選考基準、公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	③ 委員の属性に偏りが生じないよう選考の 基準を設け、公開しているか。 ⇒<第11条>（審3-1、3-3）【客】		② 募集期間は適当か。 ⇒（審2-3）	
	④ 性別・世代比や地域の割合は、応募者 に応じて適切に選考しているか。（偏りが あっても全員を選考した場合は減点しない。） ⇒<第11条>（審4-1、4-2、4-3）			
	⑤ 広報しろい、市ホームページ、情報公開 コーナー及び図書館で必ず情報公開し、 担当窓口などから複数手段により公募委員 の募集を行っているか。 ⇒（審2-4、2-5）【客】			
会議の回数・時間帯	⑥ 審議会の内容に応じ、十分に議論できる 開催回数を設定しているか。 ⇒（審7）		④ 傍聴者が参加しやすい時間帯に開催して いるか。 ⇒（審1-7、7）	
			⑤ 会議開催の間隔は適当か。 ⇒（審7）	
事前周知の方法・ 会議の公開等	⑦ 会議は公開されているか。非公開の場合、 理由は適当か。 ⇒<第12条>（審5-3、5-4）【客】		⑥ 会議開催について、関係者となる人が集 まりそうな場所でPRしているか。 ⇒（審5-2）	
	⑧ 事前周知は情報公開コーナー、市ホーム ページ、図書館で必ず行い、担当窓口な どから複数の手段により行っているか。 ⇒<第12条>（審5-2）【客】			
	⑨ 検討に必要な資料を公開しているか。 ⇒<第13条>（審6-7）			
結果公表・取り扱 い	⑩ 会議録及び検討結果は、情報公開コー ナー、市ホームページ及び図書館の3か 所で公表されており、さらにインデック ス等をつけてわかりやすく作成されてい るか。 ⇒<第8条、第9条、第13条> （審6-1、6-2、6-5）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的に 公表を行っているか。 ⇒（審6-2）	
			⑨ ホームページなどで議論の経過がわかり やすいように一覧化されているか。 ⇒市ホームページ	
			⑩ 会議録及び検討結果は1か月以内に公開 されているか。 ⇒（審6-6）	

パブリックコメント評価チェック表

事業名

<第●条>：市民参加条例に規定のあるもの

(パ●-●)

【客】：客観的に評価可能な項目

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
募集期間・提出方法	① 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか。 ⇒（パ1-2）		① 市の重要施策の場合は、3週間程度が望ましい。 ⇒（パ1-2）【客】	
	② 意見の募集期間として2週間以上設けているか。 ⇒<第16条>（パ1-2）【客】		左記に加え、より多くの手段で積極的に提出を受け付けているか。 ⇒（パ1-3）	
	③ 郵便、FAX、電子メール、担当窓口などから複数の手段により提出を受け付けているか。 ⇒<第16条>（パ1-3）【客】		②	
提供資料	④ 意見を求めるにあたり具体的な説明や適切な資料(計画や条例本文・趣旨等)を公表しているか。 ⇒<第15条>（パ1-4）		意見を求める内容についての概要版を作成しているか。 ⇒（パ1-4）【客】	
	⑤ その他必要な事項として、検討結果の公表予定時期やその公表方法を周知しているか。 ⇒<第15条>（パ2-2）【客】		③	
提供場所	⑥ ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず提供し、さらに、担当窓口など複数の手段により閲覧できるようになっているか。 ⇒<第15条>（パ1-5）【客】		④ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な提供しているか。 ⇒（パ1-5）	
			⑤ センターに設置するなど工夫をしているか。 ⇒（パ1-5）【客】	
事前周知の方法	⑦ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ⇒<第15条>（パ2-3）		⑥ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。 ⇒（パ2-3）	
			⑦ センターに設置するなど工夫をしているか。 ⇒（パ2-3）【客】	
結果公表・取り扱い	⑧ 提出された意見に対し、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮しているか。 ⇒<第8条>（パ3-5）【客】		⑧ 募集の際に資料を提供した場所と同じ場所で結果公表を行っているか。 ⇒（パ1-5、3-4）【客】	
			⑨ 結果公表までの期間は適切か。 ⇒（パ3-3）	
	⑨ ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ⇒<第9条>（パ3-4）【客】		⑩ パブリックコメントの結果を審議会などに報告しているか。 ⇒（パ3-6）【客】	
		⑪ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。 ⇒（パ3-4）		

アンケート評価チェック表

事業名

<第●条>：市民参加条例に規定のあるもの

(ア●-●)

【客】：客観的に評価可能な項目

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
事前周知の方法	① 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず行い、さらに担当窓口などから複数の手段により事前周知を行っているか。 ⇒<第17条>（ア2-3）【客】		① 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。 ⇒（ア2-3）	
	② アンケート実施の目的を周知しているか。 ⇒<第17条>（ア2-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的に提出を受けているか。 ⇒（パ1-3）	
調査方法 調査期間	③ プライバシーに配慮した調査方法か。 ⇒（ア1-5）【客】		③ アンケート実施期間が2週間以上あるか。 ⇒（ア1-4）【客】	
	④ 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか。 ⇒（ア1-4）			
調査対象	⑤ 調査対象者の選定に当たってはプライバシーに配慮しているか。 ⇒（ア1-3）		④ 調査対象は必要以上に限定されていないか ⇒（ア1-3）	
	⑥ 対象者は調査目的にそった者を選定しているか。→×（記載無し） （ア1-3）		⑤ 限定されている場合、理由は適当か。 ⇒（ア1-3）	
発送件数・ 回収件数・ 回収率	⑦ 計画策定などに必要な発送件数、回収件数、回収率か。 ⇒（ア1-6、1-8）		⑥ 回収率は30%を超えているか。 ⇒（ア1-8）【客】	
			⑦ アンケートの回収率を上げるための工夫が見られるか。 ⇒（ア1-7）	
結果公表・取り扱い	⑧ ホームページ、情報公開コーナー及び図書館の3ヶ所全てで結果を公表しているか。 ⇒<第9条>（ア3-2）【客】		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。 ⇒（ア3-2）	
			⑨ 市民が参考とできるようにホームページでデータを公開しているか。 ⇒（ア3-2）	
	⑨ プライバシーに配慮した公開方法か。 ⇒<第8条>（ア3-3）		⑩ 結果公表までの期間は適切か。 ⇒（ア3-1）	
			⑪ アンケートの結果を審議会などで利用しているか。 ⇒（ア3-4）	

意見交換会評価チェック表

事業名

<第●条>：市民参加条例に規定のあるもの

(意●-●)

【客】：客観的に評価可能な項目

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
開催場所・ 時間・回数	① 回数は、内容の重要性に応じて適切な回数か。 ⇒<第19条>（意5）		① 各センターで実施するなど工夫しているか。 ⇒（意5）	
	② 市民が参加しやすい場所や時間帯を考慮しているか。 ⇒<第19条>（意1-3、5）			
資料の提供	③ 論に必要な資料が提供されているか。 ⇒（意1-5）【客】		/	
	④ 資料を提供しない場合、その理由は適切であり、閲覧可能としているか。 ⇒（意1-5）			
	⑤ 検討に必要な資料を公開しているか。 ⇒（意4-6）			
参加者の資格	⑥ 対象者の資格を限定していないか。 ⇒（意1-4）		/	
	⑦ 対象者の資格を限定する場合、理由は適切か。 ⇒（意1-4）			
事前周知の方法	⑧ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口などから複数の手段により事前周知を行っているか。 ⇒<第19条>（意2-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。 ⇒（意2-2）	
			③ チラシやポスターなどでPRをしているか。 ⇒（意2-2）【客】	
		④ 対象者となる市民が集まりそうな場所でPRを行っているか。 ⇒（意2-2）		
結果公表・取り扱い	⑨ ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ⇒<第9条>（意4-4）【客】		⑤ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。 ⇒（意4-4）	
			⑥ 結果公表までの期間は適切か。 ⇒（意4-1）	

ワークショップ評価チェック表

事業名

<第●条>：市民参加条例に規定のあるもの

(ワ●-●)

【客】：客観的に評価可能な項目

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
開催場所・ 時間・回数	① 回数は、内容の重要性に応じて適切な回数か。 ⇒<第19条準用>（ワ5）		① 各センターで実施するなど工夫しているか。 ⇒（ワ5）	
	② 市民が参加しやすい場所や時間帯を考慮しているか。 ⇒<第19条準用>（ワ1-4、5）			
資料の提供	③ 議論に必要な資料が提供されているか。 ⇒（ワ1-5）【客】		/	
	④ 資料を提供しない場合、その理由は適切であり、閲覧可能としているか。 ⇒（ワ1-5）			
	⑤ 検討に必要な資料を公開しているか。 ⇒（ワ4-5）			
参加者の資格	⑥ 対象者の資格を限定していないか。 ⇒（ワ1-3）		/	
	⑦ 対象者の資格を限定する場合、理由は適切か。 ⇒（ワ1-3）			
事前周知の方法	⑧ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ⇒<第19条準用>（ワ2-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。 ⇒（ワ2-2）	
	⑨ その他必要な事項として、担当課名や参加可能人数、検討結果の公表時期等を周知していることが望ましい。 ⇒<第19条準用>（ワ2-1）		③ チラシやポスターなどでPRをしているか。 ⇒（ワ2-2）【客】	
	⑩ ワークショップ終了後において、他の方法により意見を反映させる場を設けているか。 ⇒意見交換会（第18条）には記載あり。準用は19・20条のみとなっている（ワ1-6）		④ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。 ⇒（ワ4-3）	
結果公表・取り扱い	⑪ ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ⇒<第9条>（ワ4-3）【客】		⑤ 結果公表までの期間は適切か。 ⇒（ワ4-1）	

その他の方法評価チェック表

事業名

<第●条>：市民参加条例に規定のあるもの

(他●-●)

【客】：客観的に評価可能な項目

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
開催場所・ 時間・回数	① 回数は、内容の重要性に応じて適切な回数か。 ⇒（他4）		① 各センターで実施するなど工夫しているか。 ⇒（他4）	
	② 市民が参加しやすい場所や曜日、時間帯の開催を考慮しているか。 ⇒（他1-4、4）			
	③ 原則公開としているか。非公開とする場合、適切な理由によるものか。 ⇒（他3-2、3-3）【客】			
参加者の資格	④ 対象者の資格が限定されていないか。 ⇒（他1-5）		④	
	⑤ 対象者が限定されている場合、理由は適切か。 ⇒（他1-5）			
事前周知の方法	⑥ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ⇒（他2-3）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（他2-3）	
			③ 対象者となる市民が集まりそうな場所でPRを行っているか。（他2-3）	
結果公表・取り扱い	⑦ ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ⇒<第9条>（他5-3）【客】		④ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。 ⇒（他5-3）	
	⑧ 検討に必要な資料を公開しているか。 ⇒（他5-5）		⑤ 結果公表までの期間は適切か。 ⇒（他5-1）	
市民参加の内容	⑨ 当該市民参加の方法が、他の市民参加の方法に加えて実施することの効果が認められるのか。 ⇒<第24条>（他1-2、1-3）		⑥ 内容に新規性、革新性が認められ、実施の効果が高い。 ⇒（他1-2、1-3）	